

**第 1 0 回庄内南部地区合併協議会
専門小委員会第二小委員会
会 議 会 録**

期 日：平成 1 6 年 2 月 2 1 日（土）

場 所：鶴 岡 市 役 所

第10回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第二小委員会 会議録

日 時 平成16年2月21日(土)午後1時25分～

場 所 鶴岡市役所 大会議室

次 第

1 開 会

2 協 議

(1) 重要事務事業について

(2) その他

3 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘
副委員長	温海町議会議員	佐藤甚一郎	委 員	羽黒町・識見を有する者	高橋 澤
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	朝日村・識見を有する者	田村 作美
委 員	櫛引町議会議員	遠藤 純夫			

欠席委員 竹内 峰子委員、長南 源一委員、佐藤喜久子委員

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
住民生活 部 会	生活分科会長	斎藤 和也	健康福祉 部 会	社会児童分科会長	上原 正明
				社会児童副分科会長	相澤 康夫
健康福祉 部 会	部会長	白井 宗雄		部会員	後藤 重好
	副部会長	星野 文紘		部会員	小野寺雄次
	副部会長	工藤 秀敏	部会員	堀 誠	
	健康分科会長	菅原 敬一	教育部会	部会長	村田 久忠
	健康副分科会長	今野 克雄		副部会長	成田 進
	福祉分科会長	板垣 博		管理・学校教育分科会長	板垣 隆一
	福祉副分科会長	平藤 博巳		管理・学校教育副分科会長	富樫 恒文
	高齢者福祉分科会長	山木 知也		社会教育分科会長	森 博子
高齢者福祉副分科会長	渡部 滋人	スポーツ分科会長	秋庭 一生		

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主査	鈴木金右エ門	主事	伊藤 弘治

1 開 会（午後1時25分）

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、皆様お集まりのようでございますので、5分ほど早い時間でございますけれども、ただ今から第10回第二小委員会を開会いたします。

本日、櫛引町の長南委員さん、温海町の佐藤委員さん、それから鶴岡市の竹内委員さんから欠席ということでご連絡をいただいております。

早速ではございますけれども、会議次第によりまして進めさせていただきます。

次第2につきまして、本城委員長さんから会議を進めていただきますので、よろしくお願いたします。

2 協 議

（1）重要事務事業について

○本城昭一委員長 それでは、委員の皆さん、当局の皆さん、土曜日のいい天気で、やるべきこと、やらなきゃならないこといっぱいあったと思います。お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、次第2の協議に移ります。

前回より引き続き、重要事務事業の協議を進めてまいりたいと思います。

事務局どうぞ。

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 前回、2月16日にご協議いただきました町内会連合会事務局事務から始まります一連の自治組織に関する調整内容案につきまして、分科会として歴史的経過ですとか、地域特性ですとかを踏まえまして、地域住民の意思を尊重しながらあるべき姿を3年をめどに構想を検討していくというふうにご説明、提案したわけでございますけれども、それにつきまして委員の皆様から、もっと時間をかけて慎重に調査、検討すべきということでご意見をいただいておりますので、委員長より小委員会の結論を出すということではなく、期間が3年であるということについて皆様は不安であるという意見であったということを経済協議会に報告するというところでまとめていただきましたけれども、今後分科会のほうで皆様の意見を踏まえながら検討してまいるわけですが、委員の皆様からどのくらいの期間が必要であるとお考えなのか、そこら辺について伺いして今後の検討に反映させたいというふうにご考えておりますので、ご意見を頂きたいと存じます。ちなみに、これからご協議いただきます教育部会の自治公民館の支援につきましては、5年以内という調整内容案で皆様にご提案をするということを申し上げさせていただきます。

委員長、できればそういったことで各委員の皆様からご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○本城昭一委員長 それでは、今事務局から調整案を検討していく上でどのくらいの期間を考えた方がいいのか、そういうことでのご意見をいただきたいという提案がございました。前回は3年という調整案の提案でありましたけれども、非常に基本的なことありますので、時間的に足りないのではないかと意見を皆さんから出されたわけですが、それについて今後進めていく上で、それじゃ何年ぐらいがということ

を皆さん方にお聞きをしたいと。そして、これから進めていくことについて反映をさせたいという事務局の提案でありますので、皆様方からご意見をお伺いしたいと思います。

○田村作美委員 今事務局のお話聞きましたが、やはり各自治体で非常に組織も長い歴史があるわけですし、朝日のほうは駐在員という体制を採っているわけで、それが中央とのパイプ役を務めてきているわけですが、鶴岡あたりはそういう組織そのものも形が異なっていることもありますし、この調整というのはかなり大変ではないかなということと、やはり先ほどの全体会でも話ありましたような地域審議会というような形、地域住民の各自治組織の意見がどんな形で反映をされるのか、その辺の受け皿というか、そういう組織というものがしっかりしてこない、その辺の関連というのかなり異なってくるのではないかと。組織の形態というのは、基本的な部分でやはりそういう全体の新市の構想図を、一つの流れというか、意見を集約できる体制というものを少し研究してもらって、慌ててやるという逆に弊害が出て、むしろ問題がおかしくなるだけでないかと。決して私は急いでそれをするべきでないのではないかなというような、前でのいろんな皆さんの意見も考えながらそう思っていました。期限としては、私もはっきりわからないんですが、全体の組織の部分、形が決まれば割と早くできる可能性もありますが、今話があるようにいろんな特性なんかもあると思いますし、5年ぐらいでも十分ではないかという感じをしていますが、全体会での組織の流れがどんな形にできるのか、その辺によって多少形も変わってくるのではないかという感じしていますが、その辺事務方のほうでもいろいろ検討していただきまして、どのくらいで相違点を調整できるのか、それによって多少経過年数も変わってくるのではないかという感じをしていますし、私としては何年以内かはちょっとわかりませんが、もう少し経過をどうすればどこまで形が整えられるのか、そういうことを具体的に検討してもらえればありがたいという気がします、そのようなところで決めてもらえばいいのかなと思っています。

○本城昭一委員長 継続の年数も決めるべきではないと、現段階では。

○田村作美委員 私は、はっきり決められないという感じしているんですが。

○本城昭一委員長 ほかにありませんか。佐藤委員、どうですか。

○佐藤甚一郎委員 そうした自治組織というものをどうやってつくるのかという、やっぱり今の時代のやり方があると思うんです。それがなければならぬわけだし、今までやってきたものをそのままやるという、そういうことも確かに必要なんだろうと思いますが、それ以上に今の社会の中にある様々な問題に対してどう対応していくのかと、あるいはどう取り組んでいくのかという、そういう部分がやっぱり公民館活動、あるいは自治組織の中にも必要だと思います。かつての社会教育の考え方というか、そうしたものがずっと定着していて、それらが組織として成り立っているということ、そこら辺も少し考えてみないとならない部分ではないかなと思ったりいたします。し

たがって、前回は3年以内に構想を立てると、こういう考え方のようでありましたが、3年以内に構想を立てるというそこまでは大変よろしいかと思えます。実践するというのは、すなわち組織の機構、それから金の流れ、そうしたものも必ず付随するわけではありますが、そうしたものを実践するという事になれば、3年というところでは極めて難しいだろうと思えます。やっぱり5年ぐらいの目標というものを立てたほうが私はいいのではないかと思えます。

一つ余計なこと申し上げますけれども、やっぱりかなり歴史的に定着をしたものがありますから、それらをどうこうするという事になるとかなりのあつれきと申しますか、そうしたものが必ずつきまとう事になるかと思えます。しかしながら、それに至る作業手順というものをしっかり組み立てておかないと、また元のもくあみとは言い方が悪いんですが、そういうことで新たな方向性というものがつかみにくくなる、立ちにくくなる、そういうことだろうと思えますので、作業手順というものをまずしっかりと立てたほうがよろしいかと思えます。5年です。

○本城昭一委員長 目標として5年以内ということですか。

○佐藤甚一郎委員 実践目標ですから。

○本城昭一委員長 どうですか。

○押井喜一委員 町内会の組織だけでない、やはり地域の公民館活動、社会教育いろんな場面で、それぞれの町村、あるいは地域の歴史的な背景がいろいろかと思うんです。個人的な考え方なんですけども、やはり10年間というスパンを一体どういうふうにつまえばいいのかという思いで、常々合併は緩やかな合併と、合併したからすべて平準化されるということではなしに、それぞれの地域を大事にしながらこの合併というものを進めていく必要があるんじゃないかというように思っています。それで、一番地域住民の基本的な部分というか、それぞれの生活にかかわりの一番強い部分でもありますし、やはり10年間なら10年間という期間の中でそういった体制なり、いろんなかかわりのある公民館活動なり、そういったものを見直すということが必要ではないかなというふうに思っています。ただ、この10年間でやれというふうな意味ではなくて、そういった期間もある程度考慮に入れながらやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。例えば5年以内にそういったいろんな姿を求めながら、さらに時間をかけて調整を図っていくという手法も必要ではないかなというふうに思っています。この部分だけでない地域の公民館体制なり、社会教育なり、一番関連があるわけですので、その部分も考慮に入れながら考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

○本城昭一委員長 まちづくり計画としては、新しい市の自治組織の構築については5年ぐらいということではありますが、状況によってはさらに時間をかけて緩やかに溶け合っていくと、そういうことだろうと思えます。どうでしょうか。

○**遠藤純夫委員** この集落自治といいますと、やはり我々町村は集落単位の自治組織が一番今までも重要視されてきたように思われます。そのような中で、今藤島さんも言っておるとおり、合併によりましてこの自治活動が停滞してはならないというのがやっぱり一番の基本ではなかろうかなと。これから協議されます福祉関係もそのとおりですが、この合併が障害になって停滞したというような形になっては、一番の問題ではなかろうかというふうに思われますので、調整内容に書かれておりますように、自治組織のあるべき姿を検討した後に段階的に検討するというふうになっておるようでありまして、それにはある程度の時間を有したほうがスムーズにこの合併に入っていけるのではなかろうかと思われますので、やはり3年と区切られると大変ではなかろうかと思われますので、まず最低5年ぐらいの期間はあったほうがいいのではなかろうかというふうに思われます。以上です。

○**本城昭一委員長** そのほかないですか。

○**高橋 澤委員** 私も5年に賛成です。いつかはメスを入れなきゃなんないことなので、時間ばかり多くなっても力がそがれて、いいものもまとまらないような気がするので、ある程度集中して研究していただきたいと思うので、3年で計画立てて、実践は5年以内ということで、新市長さんの体制の中で、やっぱり組織というのは大事なことだと思うので、一期の間にめどもつかないで次の代だなんてことにならないように、自治のほうに力を入れていただきたいということで、5年以内。

○**本城昭一委員長** わかりました。

今意見が出まして、3年というのはやはり非常に短いということで今回の話し合いになったわけでありまして、5年から10年という期間差はありますけども、やっぱり一つのめどとして5年をめどにそういう構想をまとめていくと。それを実現するについては時間がかかるかもしれませんが、当委員会としては、それじゃ3年でなくどのぐらいだというふうに問われた場合には、5年以上かけてやはり浸透させていくと、こういうまとめ方でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** そういうことですので、今度はそういう形でまとめます。

それでは、前回に引き続きまして、24ページからの福祉分科会の協議に進むわけでありまして、その前に皆さんにお願いということになると思いますが、きょうが第10回です。次、2月27日が第11回ということで、本来は各小委員会が結果を2月27日までお答えをして、そこで諮るということになるんですが、私どもの場合はそれはちょっと無理だなというふうに、やってやれないことはないということで、徹夜してもやればできるんでしょうけども、そうはいきませんので、11回の27日に報告は無理だろうと。ただし、27日ぐらいまでまとめて3月7日に報告をしたいと、こういう一つのめどはつけたいというふうに思っております。詰めの段階になってきて、きょう3名の方ですか、都合悪くておいでになれなかったわけですが、そ

れでもその方たちにこの中身を十分に説明、報告をするということで、きょう開かせていただきましたので、ひとつご了解をお願いしたいというふうに思います。

それと、これまでいろんな議論の中で、私なりにいろいろ感じてきたり、事務局の人たちと話し合った中で、我々に示された課題と調整内容については、私も同じ庁舎にいるわけですので、のぞき見などをしてまいりましたが、分科会においてはかなり激論、真剣な議論をされて、各町村からみんな出ているわけですから、そういう立場で議論、激論をされてまとめ上げてきた。7を足して7で割ったという、そういうものではないというふうに思っております。練り上げてきたもんだというふうに思うわけでありまして、その基本には2,521項目というものがあるわけでありまして、それぞれ皆さんが何回も言われるように、歴史があり、経過があり、その地域の文化があるということででき上がってきたものであることには間違いありません。ただ、そういうものを一つにして15万5,000の都市をつくるにはどういうルールがいいのかと、どういう基準がいいのかと、どういう行政運営がいいのかという調整を我々しているんだなというふうに思うんです。そういう意味で、例えばこれから出てきます、あるいは福祉の最初に当局のほうで申し上げたいいわゆる現物、現金給付の福祉というものと、それからサービスでの福祉、これは1万の町村での福祉と、それを15万5,000の福祉に当てはめられるのかという、こういう調整だろうなというふうに私理解しておりましたので、それぞれの町村の歴史、経過を一番身をもって知っているのはこの委員の皆さん方ですから、なかなかその辺は問題があるでしょうけれども、ぜひ15万5,000のまちをつくるときにはこのルールでいいのかと、このルールが適用できるのかと、こういう前提でもひとつご検討をいただきながら意見を申し述べていただきたいというふうに思います。私の考えが間違っておれば、見方が間違っておれば、これはまたご指摘をいただくことにして、そういう形で第二小委員会はこの項目を私はまとめていくもんだなというふうに理解していたものですから、今後これから詰めの段階に入りますので、余計なことでありますが、一言申し上げたところであります。よろしく願いいたします。

それでは、先日24ページで福祉タクシーとガソリンの券の助成とそれぞれ各市町村でも違いがあるもんですから、5年以内の経過措置で鶴岡市の例に近づけると、こういう調整内容であったわけでありまして、この検討を途中でやめさせていただきしたので、これを続けてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○板垣 博福祉分科会長 委員長、よろしいでしょうか。

○本城昭一委員長 はい、どうぞ。

○板垣 博福祉分科会長 福祉タクシー券とガソリン券につきまして、先般の委員会で最後のほうで「年次的、段階的な調整」という表現につきまして、何か枚数が多いというところはただ削られていくというような印象が強いということで、経過期間中はそのまま実施するというようなことも考えられるのではないかとというような趣旨のご意見がございました。それで、私ども年次的な調整というようなことをここに書きま

した理由についての説明というのが、時間切れで半端になっておりましたので、ちょっとそのことについて再度申し上げさせていただければありがたいというふうに思います。

まず第1は、ソフトランディングといいますか、一気にきょうまでは48枚だったものが、あしたから30枚になるというような、そういう急激な変更というのはまず避けて、少しずつ調整するというほうが、住民生活に与える影響、衝撃と申しますか、そういったものは少ないのではないかとというふうに考えたのがまず一つでございます。

それから、もう一つにつきましては、住民にとっての選択の幅が広がって、使い勝手の良い制度になるというような側面もあるのではないかとということがございました。前回私、鶴岡市の給付水準はどのぐらいかと聞かれまして、下から2番目ぐらいかなみたいなことを申し上げたんですけれども、枚数というようなことだけで比べますとそのようなことになるんですけれども、この制度につきましては、その際も申し上げましたけれども、対象者の範囲でありますとか結構複雑になっておりまして、単純な比較というのは難しゅうございます。特に鶴岡市の場合は、自動車税の障害者減免というのを受けている方はガソリン券との選択が可能だというような選択制を採っておりますので、今現在タクシー券とガソリンを選べるという選択制を採っていない藤島、櫛引、朝日村、それから温海町では、新たにガソリン券を選ぶという選択肢が増えるということになります。このことをいろいろ考えますと、真ん中ぐらいのかなというような感じもしてくるところであります。

鶴岡市の例で申しますと、全部の利用者のうちの約25%ぐらい、4人に1人の方は、タクシー券ではなくてガソリン券を選んでおられます。タクシー券のほうの利用率というのは大体60%ぐらいであります。10枚もらいまして、6枚ぐらい使って、あとの4枚は使わずに終わっているというような状況でありますけれども、ガソリン券のほうはほとんど90%を超える利用率というようなことで、ガソリン券を選ばれた方というのは大変お使いになるというような状況であります。この傾向というのは、ほとんどどこの町村でも同じような水準であるようであります。既に選択制というようなことで実施しておられる羽黒町でちょっと調べていただいたんですけれども、こちらのほうでは約40%の方がガソリン券を選択しておられるというようなことであります。タクシー会社が遠い地域というようなところでは、呼んでからしばらく時間がたたないと来ないというような地域でありますれば、自家用車での送迎に使えるガソリン券というほうがかえって使いであるというようなこともあるのかなというふうに推測をしたところでもあります。

担当のほうの見方でありまして、朝日村で仮に選択制というようなことを導入すれば、半分以上の方がガソリン券を選択するのではないかなというようなことも担当のほうで思っているというようなことでございました。大変荒っぽい決断でありましたけれども、利用率の高いガソリン券が選択できるという鶴岡市の例に合わせた場合、櫛引町、朝日村、温海町ではタクシー券とガソリン券を合わせた事業費というのは現在に比べて逆に増加するだろうというふうに見込んでおります。

藤島の例で申しますと、確かに交付対象者というか、交付枚数が大変狭まるというようなことで、全体事業費も減少するということになりますけれども、藤島の場合も同じように利用率は60%というようなことでございます。あくまでも計算上

の数字でありますけれども、48枚のうち使用されるのが大体29枚ぐらい、残りの19枚は利用されずに終わるといような形になります。こういうところに利用率が高い自家用車で送迎するということに利用できるガソリン券との選択を制度として持ち込むということは、利用者の使い勝手の向上といような意味合いからも意味があるのではないのかなといような思いがしております。タクシー利用の不便な地域の方々にとっては、使いやすくなるといような一面もあるのではないかといふふうに思っております。調整を行う場合、同一の町村においても、削減になる部分と拡大になる部分のバランスを取りながら進めなければならないといようなこともございますし、鶴岡市の例による調整で拡充が図られるといような町村も多いといようなことでもございましたので、5年の間に少しずつ調整をしてはどうかといような案になったところでございます。そのようなことで調整を行ったといふようなことです。ただ、具体的調整の方法はまだ協議に入っておりませんので、どのような具体的調整を行うかといのは、今後の協議になるといことでございます。年次的といようなことで調整をした理由といことで、若干補足で説明させていただきます。

○本城昭一委員長 皆さん、ご意見ございませんか。

○押井喜一委員 ただ今の説明で十分その意図するところは理解いたしました。ただ、表現的に年次的に引き下げを行うといふようなことであるものですから、こういったところで今の説明のように、年次的に調整を図りながらやっていただきたいといふふうに思いますし、やはりさらに最後の交通基盤整備だとか、移動支援策、また具体的な幅が広い支援策といものをこの経過措置の中でしっかりした考え方をまとめていただきたいという思いですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○須藤栄弘委員 今説明があったように、説明資料の中には利用率のパーセンテージは載っていないわけですが、今説明されたことについても、どこかでわかるようにしていかないと、何か全体的な感じで見ると後退するのかなとい一般的な感じを受けます。まして交付の基準といのは複雑なものでして、一概に対照ができない内容ですし、最初の説明では鶴岡市は中ぐらいでないかなといような説明あったように記憶していますし、その辺今の説明されたことをもっと強調してどこかに出れば理解しやすいのではないかなと。一般的に見る限りにおいて何か後退したような感じがするといことが、いろいろな面での不信感につながっている要素もあるのでないかと思ひますし、実際そのようになるのであれば、もっと自信を持ってはっきり明記するようにしてほしいと思ひます。

○本城昭一委員長 今お話の中で、調整内容の「年次的、段階的に引き下げる」という表現は、「年次的、段階的に緩やかに調整していく」といような、そういう表現ならいいんですけど、引き下げるとい話になると、カチンとくる面があるわけですので、ひとつ…。

○高橋 澤委員 言葉に敏感になって。

○本城昭一委員長 廃止という言葉に敏感になっていますので。

○須藤栄弘委員 表現を注意といいますか、引き下げということでも、まんざらないわけだとも思いますし、表現をやっぱり検討したほうがいいかなという感じがします。

○本城昭一委員長 これは引き下げになるところもあるんですけども、そうでないところもあるわけでしょう。ですから、引き下げという表現するのは全体が悪くなるという感じになるわけですので、その辺一考をお願いしたいと思います。

○遠藤純夫委員 やっぱりこの辺が一番大事なところなので、冒頭委員長から話あったように、今新市をつくるためにこれを検討するのだということ言われたわけだ。そうしていけば、やっぱりこの辺の文言だって、鶴岡市に近づけるでなくて、新市として調整するとか、検討するとかというような文言に持っていったらええ、また違うのではないかと思うんだ。そして、さっき冒頭で申し上げたけども、これからさっきの自治会とこの福祉は、どうも合併してサービスが停滞したと言われてはだめなんだから、まずそれをなくするためにも何とかこの辺を調整してやらなければならないと思うんだ。やっぱり15万都市をつくるんだということになってきているのだから、この辺の中の文言も引き下げて鶴岡市に統一するというと、鶴岡市が何かサービスが悪いような感じがするのだ。そうではないと思うんだ。この辺は様々サービス部門と現物部門とあって、当初説明していたとおり、どこで調整するかというのが一番難しいと思うんだ。だから、こういうふうに文言で書かれてしまうと、ああ、これ停滞だと、こういうふうに解釈してしまうので、その辺もし何かあればひとつ検討してもらえればありがたいと思います。

○須藤栄弘委員 この表現というのは、私も一人歩きする要素が多いのかなと。一人一人説明するわけにもいかないわけですから、ぜひ検討したほうがいいと思います。

○本城昭一委員長 今委員の方々から、やはり新しく市をつくるんだからということで、鶴岡市の例に合わせていくという表現ではなくて、新しい市の施策として調整をしていくという形と、それから条件が、あるいは平均なのかもしれないけども、全体を引き下げるといっただけの表現では問題があるのでないかなと思うんで、その辺ひとつ新設合併であるということを前提にして今後勉強をしていただきたい。そういうことも提言をしながら、この70、71了解をいただけますか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 次に、302、303、これは関連がありますので、一括をして提案させていただきたいと思います。ただ、合併までのことと当面従来どおりのと合併までと、こういうふうに3段階に、302は一つですが、303は2段階になっているわけでありましたが、下のほうの特別養護老人ホーム等施設行事への補助は合併まで

に廃止を検討する、こういうことになっているわけであります。このこと、廃止という言葉出てきましたので、もう一回説明願います。

○板垣 博福祉分科会長 それでは、302につきましては、説明資料のほうの63ページに高齢者の祝賀事業の支給状況というのを載せてございます。中をご覧くださいますともう一目瞭然と申しますか、ずっとございますので、こういうふうに様々な形で行われているものを新たな基準ということで、社会通念上大きなお祝いをする喜寿、米寿、白寿、それから3けたになって100歳というような、こういう節目を大きな節目として調整をしようということでございます。

それに、最高齢者という方を、新しい市の最も高齢の方でございまして、そういうシンボリックなものということで、この方にも記念品というようなことでお祝いしたらどうかと考えたところでございます。ちなみに、今のところ合併をした後一番高齢の方というのは、櫛引町の女の方で数え年105歳の方のようでございます。

それから、303のほうでございまして、これは敬老事業の補助金の交付で、上のほうの段、これにつきましては敬老事業、ここに出ておりませんが、敬老会というようなものを各地域で実施されているというようなことでございまして、そういったものにつきましては地域の行事というような意味合いで、それをどこかのやり方に統一するというようなものではないだろうということで、それぞれの地域でそれぞれのやり方でやっておられるというところは、とりあえず当面従来どおりやったらどうだろうということであります。ただ、数え年の年齢が70歳以上でありますとか、71歳以上になっているところとか、若干微妙に違っているというようなところについては、新しい市になってから、全体の中でなじんでから少しずつ検討していくというようなことでどうだろうという内容でございまして。

それから、一番下の段の廃止というちょっと強い言葉が出ておりますけれども、これにつきましては特別養護老人ホームという施設で行う敬老会というものに補助金を出してあるというものでございまして、これに関しましては、施設の行事に行政が全部負担をするというような形のものというのはやっぱりちょっとそぐわないのではないかなということで、施設で行うものは施設で行っていただくというようなことで、これについては廃止をしていくというようなことで考えたほうがよろしいのではないかなということでございます。

以上であります。

○本城昭一委員長 ありがとうございます。

今説明ございましたように、302は新たな基準を合併まで作成すると、これは特に問題ないのではないかなと思うんですが、303の上のほうもそれぞれの市町村でのやり方を当面従来どおりするというのでありますので、これも特に問題はないのではないかなと思います。廃止についても、今お聞きしたように施設の敬老会への助成ということでありますので、4町村でやっておられるようでありますけれども、これを合併まで廃止させると、こういうことでもあります。ここはいかがですか。

○遠藤純夫委員 この辺は、4町村で櫛引が入っているわけですが、そういう特老

に今までの町村の様々なことがあってこういう助成金が出ていたと思うんだ。だから、ただここで合併だからもう打ち切りですというわけにはいかないような感じも受けられます。それで、その辺は各町村でその施設との話し合いかというふうに思われますが、その辺についてはどんな方向になっているのか、もしわかれば。

○**板垣 博福祉分科会長** これまでもその地域等で実施される敬老会と同じような扱いをして、その施設のところに補助金を出しておったというような経過もあるようでございますけれども、ご存じのように施設に入所されている場合の施設の運営というのは、介護保険のほうで報酬というような形できちっと入ってくるというようなことでございますので、施設の行事というものに対する補助金という形で出すというのは、全く住民組織と同じようにその施設行事を扱うというのは、やはり適当でないのではないかという、中での議論でございまして、具体的にこれからそれぞれの町でこの施設のほうに、こういうことですよということでご説明をしていくことになるんだろうというふうに思いますが、今のところ分科会のほうでは、正直困ったというような話は聞いておりませんので、廃止の方向で検討していただいているというふうに理解をしております。

○**須藤栄弘委員** 敬老事業等補助金交付の上のほうですけども、これは例えば鶴岡は各自治会へ1,100円ずつ交付していると、朝日村も地区公民館に委託して、これちょっと説明していただけますか。

○**板垣 博福祉分科会長** 鶴岡の場合は、各町内会でありますとか、それから各地区、大山でありますとか、西郷でありますとか、そういったようなところが主催をして行います敬老会、その地域のお年寄りの方を皆さん集めてやるわけですけども、そういったものに対して1人当たり1,100円というような金額で助成をするというものでございます。

それから、朝日村のものについては、村の中8か所にあります地区公民館に委託をいたしまして、数え年70歳以上の方についての敬老会を実施をするというもので、その単価が1人当たり2,500円と、あと3万円のアトラクション代というようなことで、これ委託料というような形で各地区の公民館に支払われるということですよ。

それから、温海のものについては鶴岡とほとんど同じやり方で、ただ年齢が70歳以上ということと、それから単価が600円というようなことで違っているというように理解をしております。

○**須藤栄弘委員** 温海の場合はどこへ交付しているのですか。

○**板垣 博福祉分科会長** 鶴岡と同じように自治会です。29集落というようなことで、集落単位だということでございます。

○**須藤栄弘委員** すると、交付される旧市町村と交付されない旧市町村が出てくるということになるわけですか。

○**板垣 博福祉分科会長** 当面従来どおり行うということでございますので、このような形で行っていききたいと。鶴岡ではこういうやり方をしているので、例えばですけども、櫛引町にこれを持ち込みまして、1人当たり600円やるから敬老会を新たに立ち上げてくれというような調整ではないということで、今までやってきたものを急激に変えるということではなくて、各地域でやっている地域の伝統ある昔からの行事であるというようなことで、まずこのものを当面続けていこうということであります。すべてに広げるとか、どこかをやめるとか、そういうような調整はなじまないだろうという調整になっております。

(何事か言う声あり)

○**板垣 博福祉分科会長** もう一つ言い忘れましたが、ここでは敬老の集いといいますか、各町村でもまた別の形でやっておりますので、ですからここにはないところはこういう敬老の関係のものはないということではなくて、先ほどちょっと申し上げたんですけども、敬老の集いの実施事業というようなことで、櫛引さんでありますと毎年6月の第2日曜日にスポーツセンターで実施をしているとか、それから三川さんも4月29日に町内3小学校の体育館で実施をしているとか、いろんなやり方でやっておられます。そういったものはその地域の行事ということで、そのまま当面やっけていこうということでございます。

○**須藤栄弘委員** わかりました。

○**本城昭一委員長** 一緒に意見をいただいておりますが、302のほうは特に問題ないんじゃないですか、ありますか。

○**押井喜一委員** 302の関係では、朝日村のほうで100歳の祝金100万というふうな、ちょっと高いなと思うような記念品、祝金を伝達しているようですけども、ただ今17年度で合併した際に対象となる長寿の方、100歳になれる方というのは朝日村におられるんでしょうか。

○**渡部滋人高齢者福祉分科会副分科会長** 朝日村の健康福祉課の渡部と申します。

合併時に100歳になる予定の方は3人おりました、合併時こういった調整内容になればこういうような形になります。

○**田村作美委員** 朝日でこのことも議員の皆さんいろいろ話ありましたが、これだって少し緩やかにしてもいいのでないかという話が出ていることも事実ですが、ただこのようなところも、いろいろ全部の自治体で検討した形というのも尊重しなければならぬし、そのところは少し3年以内ぐらいに、その辺緩やかにしてもらってもいいのでないかという意見はありました。ただ、私としてはどこかで区切りをしないと、年々増えてくるということもあるだろうし、その辺をいつにするかということは、やはり

全体を通して今のような形でしていかなければ、どこかで区切りしなければならぬということでしょうし、その辺はあえて絶対合併までではだめだということでもなかったらうと。その辺は、皆さんがいろいろ検討した形というのもある程度尊重しなければならぬかなという感じは私としては持っていました。どこかで区切らないといつになっても同じことなわけですし、長生きしてもらって悪いというわけじゃないけども、やはりこれから大事にする部分はその部分として、先ほど言った基本的な考え方ということで、現物とか金とかそういう形でなくて、サービスの部分で、いろんな形でその辺は変わる形でケアをしていくような、面倒を見ていくような形というものにしていくとともに、これを合併までやることによってただなくなったということではなくて、その辺は十分新しい市の中で検討してもらって、じゃ変わるもの何かということも、もう少し全体の市の一つの形として検討してもらいたいということをつけ加えさせてもらえばありがたいと思いますので、そういう方向でただ差があるということじゃなくて、その辺よろしくお願いしたいなと思っていました。

○須藤栄弘委員 賀詞について県のほうでもあるようですが、それはどのような状況ですか。

○板垣 博福祉分科会長 県からの賀詞といたしますのは、昔は77、88、それから100歳ですか、全部あったんですけども、まず77歳がなくなりまして、それから今年度から88歳もなくなっております。確か100歳の方に賀詞...

(「99。」という声あり)

○板垣 博福祉分科会長 99と100歳とで賀詞、記念品というような形で来ておるようであります。

○本城昭一委員長 朝日さんの100万円はあてにした方もいるかもしれませんが、しかし区切りということになりますと、合併時ということになるんだらうと、すると合併すると悪くなるという形になりますけども、それは全市に適用するわけにいかない金額ですね。

○須藤栄弘委員 高齢者に対して現金給付するわけですけども、それが果たして福祉につながっていくかというのは、ちょっと疑問はあります。

○本城昭一委員長 これはお祝いだから。

○押井喜一委員 これは、何年間ぐらい続けた事業でしょうか。

○渡部滋人高齢者福祉分科会副分科会長 条例ができたのが10年前でございまして、今までは対象者2人でございました。さらに、16年度はかなりおりまして、今のところ9人に達すると。

○佐藤甚一郎委員 今、委員長お祝いだということですが、確かにお祝いなんです。ただ、受け取る側の意識というものは、これはお祝いには違いないんですけど、そういう意識が随分変わってきているかと思います。すなわち、今から10年ほど前であると、もうもらうものは何でももらったほうが得だと、おれたちは一生懸命稼いだのだから、おまえたちからもらうのは当たり前だと、こう言ってきたんです。ところが、今はそういう考え方でなくなっているような感じがします。自分たちはもうお金はたくさんあると、これでもう十分だと、もっと若い人たちにお金をかけたらどうだと、こういうことを言い始めています。それがすぐさまこれに連動するかどうかは別にして、考え方というのはその時代、その時代でやっぱり変わっていく。これ障害を持った方々でないし、丈夫な老人ですから、はるかに多いですから、丈夫な方々はもうそんなにおれたちにかかるものはないんだと、もっと金があるのであれば若い人たちにかけると、こういう意識に変わっています。それは100人いれば全部そうかといえはそうではないかもしれないけども、少なくとも私の感じではそんなふうに思います。ですから、やっぱりそれらを調整する場合には時代の背景といえますか、そうした考え方についても十分配慮をしながらやっていったほうがよろしいのではないかと、そう私は感じているわけなんです、これも様々ありますから。

○本城昭一委員長 金額的には、賀詞、記念品10万円と、こういうことになって、少なくなるわけでありますが、しかし、そのお祝いを表すという制度はたくさんあるわけでありますので、そういう意味ではその辺は割り切っていくしかないんじゃないかなと思います、いいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 302は、こういう調整案でお願いしたいと思います。
あと303の下のほう、これは説明で理解できたと思いますが、いかがですか。
いいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 それじゃ、303の上段、下段ということでの調整をさせていただきます。

次に、025外出に対する支援サービスということでもあります。これも経過措置5年以内ということで、ここに調整内容が書いてあるわけでありますが、助成額が異なるということから、まで書いてあります。

○山木知也高齢者福祉分科会長 この調整内容について若干付言をさせていただきたいと存じます。

この外出に対する支援サービスにつきましては、分科会、部会におきまして最後まで調整が残った事業となっております。そうした関係から非常に細かい内容を記載し

ておりますが、これまでご覧をいただきました調整内容の言いぶりからいたしますれば、5年以内に新しい基準で調整を行うということでございます。内容的には、社会福祉法人に委託をしている部分と、タクシー会社に委託をしている部分、それから助成額といたしましては費用の9割を助成をしているというところと、初乗り運賃だけを助成をしているというような大きな違いがございまして、内容的にはご覧のように、羽黒、温海、朝日は社会福祉法人委託、比較的中心にある医療機関等々から遠隔にあるところではそうしたものをしてはどうかと。それから、タクシー利用に関しましては、おおむね費用額の1,000円を除いた2分の1程度の助成ではどうかというような調整内容といたしているところでございます。

○須藤栄弘委員 これは、どこかの例を基本にするということではなくて、全く新しい調整内容でやるということになりますね。

○山木知也高齢者福祉分科会長 一つは、タクシー助成でありますとかなり費用がかさむのに対しまして、法人委託でありますとそれなりに低廉な事業費で済むということがございます。そのようなことから、羽黒、温海、朝日ではそのような手法を用いてはどうかということでもありますし、今一つは鶴岡市が初乗り運賃、ほかは非常に手厚い助成ということになっておりまして、しかもこれにつきましては通院移送でございますので、鶴岡市内に集中しております病院等の医療機関から遠い方についてより重く配慮しなければならないというようなことから、こうした新しい基準を設けるべきであろうということにしたところでございます。

○須藤栄弘委員 現在実施されている町村から見れば、この新しい調整内容が、ちょっと比較対照ありませんけども、上がるのか、下がるのか、端的に考えて。

○山木知也高齢者福祉分科会長 端的に申し上げれば、町村につきましては自己負担額は上がるということになるかと思えます。

○須藤栄弘委員 町村が上がって鶴岡市が下がるということですか。どのくらい増えますか。

○山木知也高齢者福祉分科会長 鶴岡市も、温海町と隣接をいたします三瀬、小波渡地区でありますとか、それから田川地区でありますとか、そうした医療機関にかなり遠隔な部分がございます。これまではすべてについて初乗り運賃相当額を助成しておりますが、で1,000円を除いて、その控除した後の2分の1ということにいたしておりますが、したがって鶴岡市の市街地の方につきましては助成の適用は受けられず、そうした部分を遠隔地の方々に重点的に配分をしようとして、そうした調整内容になっているところでございます。

○本城昭一委員長 これ実際問題、例えば温海町から荘内病院にタクシーで来るなんてことあるんですか。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 一般開業医への通院というものはございませんけれども、例えば荘内病院といったようなところに検査で通院をなさるとか、それから比較的難しい病気で通院をなさるといったような方はあるかというふうに考えております。

○**本城昭一委員長** タクシーで。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** タクシーと申しますのは、いわゆるストレッチャーを装備したり車いすを装備をしているという、そうしたタクシーということになります。

○**本城昭一委員長** 025、調整案いかがですか。今説明述べられたとおりであります。1,000円を差し引けば鶴岡市街は大概対象外になりますね。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 現在1,000円の基準はおよそ4キロ程度となっておりますので、市街地の方につきましてはまずご自身でご負担いただきたいということにしているところでございます。

○**須藤栄弘委員** これ調整するのにやっぱり5年はかかりますか。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 一つは、給付に相当の開きがございますので、そうした部分のいわゆる激変緩和を入れなければならないという部分がございます。

それから、今一つは朝日村で現在実施されておらずで、これを社会福祉法人委託ということで検討してはどうかということになりますので、委託先との協議といったようなものも発生してまいろうかというふうに考えております。早ければ早い調整に越したことはございませんが、そうしたことを勘案いたしました際には5年程度の猶予期間といったようなものを設けるべきではなからうかとしたところでございます。

○**本城昭一委員長** この調整案どうですか、了承できますか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** では、そういうことで。

次に、高齢者福祉タクシーの助成、これは藤島町のみが実施をしているということで、3年以内に事業廃止と。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等高齢者の移動支援について検討を行う、こういうことのようにあります。3年以内という調整案です。

○**須藤栄弘委員** これは、どんな内容の助成事業なんですか。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 説明資料では68ページとなっておりますが、75歳以上の後期高齢者を対象にいたしまして、そうした高齢者がタクシーを利用して社

会参加と、それから生活圏の拡大を図ることを目的にいたしまして、タクシーの基本料金相当額を1年度の間12枚を限度に助成するという、そのようなサービスになっております。

○**本城昭一委員長** 高齢者の移動支援策ということは、社会福祉団体等との調整をするわけですか。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** この事業につきましては、75歳以上の健常な方々もすべて含んでという事業になっておりまして、実施をしていない町村から比べますと相当手厚いサービスになっているところがございます。ただ、廃止をいたしますにしても、高齢者、障害者につきましては公共交通機関等々のない、そうした基盤のない地域についてはやはり何らかの支援策が必要であろうということがございますので、特に社会福祉法人等に限らず、様々な移送手段について検討を行うということにしたところがございます。先ほどの福祉タクシー等々のところでも出てまいりましたが、例えばNPO法人の移送なども相当緩和をされるというような状況もございますし、その他様々な方策を採って移動支援策を検討しようということにしているところがございます。

○**本城昭一委員長** 押井委員、いかがですか。

○**押井喜一委員** 当然高齢者の方に喜ばれている事業だとは思いますが、ただ個人的には問題点もあるんじゃないかなというような感じもいたしておりました。いろいろこういった町自体での見直しというふうなことも考える必要もあったのではないかなというふうには思いますけれども、ただ、今までのこういった制度を直ちに合併と同時にやめるということについても相当の批判が出てくるというような思いもございますし、関連の中で事業を見直すということについては、これでいいんじゃないかと個人的には思います。

○**本城昭一委員長** 当然移動支援策についても、整理をしながら3年以内ということでの対応であろうというふうに思いますので。

○**押井喜一委員** あとNPOとか、そういった部分での対応も可能だと思う事業だと、そういった意味で、いろいろ手だてはあるというふうに思います。

○**本城昭一委員長** そういうことで調整案に基づいてお願いしたいというふうに思います。

次に、寝たきり老人紙おむつ支給、これについては前のほうにもありましたね。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 障害者に対する紙おむつ支給でご議論いただいたところでございます。ご覧の調整表のページでは、23ページでございます。

○佐藤甚一郎委員 今内容がどうもあまりはっきり頭がないんで、恐縮な感じがするんですけども、介護保険の横出しというのは、これはいつごろからどういう形で始まるのか。

それから、いわゆる所得制限といいますか、そういう部分での違いもあるんだろうと思うんですが、その辺をどうやって調整しようとしているのか。ただ、課題だというだけではなくて、それらの方向性というのはある程度は見えてきているんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○山木知也高齢者福祉分科会長 介護保険の横出し、市町村特別給付と申しますのは、通常のサービス給付にかかる保険料に市町村が特別事業といたしまして、保険料を上乗せいたしまして、その上乗せされた保険料と税などをミックスいたしまして特別な事業を行うというのが、いわゆる横出し事業でございます。

調整課題のところにもいろいろと書いてございますが、各市町村ともに相当開きがあると。しかも、おむつという在宅介護にとってはかなり大きなウェイトを占める部分でもあるということで、これらを全市的に一定の水準に保っていくためには、やはりそれなりの財源を確保することがどうしても必要になってくると。このようなことから、保険料という新たなご負担をいただきながら調整をしてまいろうというふうにしているのがこの内容でございます。

この調整の方向性につきましては、実は部会においては具体的なところまでは踏み込んではいないところでございます。その理由といたしましては、一つは平成18年度から合併市の介護保険料が新たに設定をされるということになるわけでございますけども、その新しい介護保険料がどの程度の水準になるのか、現段階では非常に予測が難しいということがございます。その新しい保険料にこの紙おむつ分の保険料を上乗せさせていただいて事業を展開しようということになりますことから、その新しい合併市の市民の皆様方からご理解をいただける上乗せの範囲というものは一体どの程度なのかというようなことも、現段階ではなかなか予測が難しいということがございます。

それから、保険料として頂戴をいたしておりますので、それと所得制限との関係をどのように考えるのかといったような課題も当然ございます。そのようなことから、ちょっと今の段階では一番下、給付の薄いところよりは広がるのではということにはなりましようけれども、最高の給付を行っているところまでには至らないのではないかとということで、現在のこの最高、最低の間の中で、保険料の額、それから需要額、上乗せをする額といったようなものを、その三つを組み合わせながら検討する必要があるのだろうというふうに考えているところでございます。

○佐藤甚一郎委員 お聞きをしてすぐさま全部わかるわけではないんですけども、最近物が安くなっていまして、紙おむつだって随分安くなっているんです、実際は。ですから、給付額というもので十分足りると、今こんな格好になっているかと思うんです。1か月当たりの対象者負担からすれば、そんなに重い存在ではないんです。ですから、それらはなるべく早い段階で一定の方向というものを決めて、格別来年から、再来年からどんどん上がるというんであれば話は別ですが、今の状況から見るとそん

なことも考えにくいということであれば、また新たなものが何か出てくるという可能性もありますし、やっぱり調整のできるものはなるべく早くから調整をしたほうがいいのではないかなと思います。これは、いわゆるお金の価値の幅が非常に狭い部分かと思えます。

○**本城昭一委員長** この調整内容については、経過措置1年以内ということでこの調整内容のとおりに行っていくということですが、どうですか。

○**遠藤純夫委員** 今の説明の中で、介護保険のあれが18年度で変わるということ、それに合わせてこれを実施するということになるわけですね。すると経過措置が1年となると、合併が17年ですので、18年の何月で改正になるのか、その辺のところ当初から1年以内にこれ経過としてできないのならば3年とかということもあり得ると思うんだけど、介護保険制度の改正とこれとの整合性がどうなのか、その辺について。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 仰せのとおり、厳密な言い方をいたしますと、1年以内では調整はつかないと。1年と1日とか、1年と2日とか厳密な表記をいたしますればそのようなことでございますけれども、平成17年度中に新しい合併市の介護保険事業計画で検討いたしまして、18年の4月1日から施行をするということで、実質1年であろうということから以内というようなことで表記をさせていただいたところでございます。

○**遠藤純夫委員** 最初から1年で容易でないのなら3年としておいて、早まってもいいのではないのかと思うものだから、その辺言ったのですが。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 計画は、平成18年の3月31日までにもうつくり終えていなければならぬということございまして、3年といたします場合は、この計画の中で我々の予期せぬ障害が生じまして、このような調整が全くできなくなったというような場合はやはり1年での調整は不可能になるということになるかというふうに思っておりますが、基本的にはそうした障害は起こらないであろうという前提の中でこのような書き方をさせていただいているところでございます。

○**須藤栄弘委員** それで、横出し、上乘せということになれば、先ほど説明あったように、必ず保険料に跳ね返っていくのが必至なわけですね。その辺は、やっぱり慎重にやるべきかなと思います。

○**本城昭一委員長** 年度も含めて説明がありましたが、この041、この調整内容でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 次に、048寝たきり老人等介護者激励金支給、これも段階的な廃止ということではありますが、5年以内ということ、この考え方をもう一度お願いします。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** これは、説明資料の71ページ、72ページに記載がございますので、合わせてご覧をいただければというふうに存じます。これは、寝たきりや痴ほうなどの方を在宅で介護されている家族に対しまして、激励金、慰労金といったような形で現金を支給しているところがございます。額的には、年額にいたしまして、温海町さんは14年度で終了しておりますので、4万8,000円から8万4,000円までの範囲で支給されているということでございます。この事業につきましては、私の記憶では昭和50年代に始まった事業でございます、その後ゴールドプラン、介護保険といったような形で高齢者介護のサービス基盤というものが相当整備をされてきたところがございます。また、そうしたサービスを提供するのに必要な費用といったようなものも当然増加をしてきているという状況でございます。

そのような観点から、この事業の本体となっておりました山形県の介護者激励金の支給事業が平成13年度で廃止をされたところでございます、鶴岡市におきましてはその廃止と同時に事業を廃止したと、温海町さんにおかれましては、平成14年度をもって廃止をしたと、そのような経過があるものでございます。そして、その代替といたしまして、こうした介護をされている方々の交流会、慰労会といったようなものにくら替えをしているというようなところがございます。先ほど申し上げましたように、サービス基盤は相当整備をされてきています。また、それにかかる公費の負担といったようなものも相当増加をしているということから、激励金が発足をいたしました当時から見れば、制度の意義といいいますか、そうしたものはかなり希薄になってきているのではないかとということ、それから、これから介護保険で増嵩いたします費用は相当一般財源を圧迫するということが想定されるというようなことから、年次的に5年間の経過措置でもって廃止すべきではないかというふうにしたところがございます。

○**本城昭一委員長** 調整については今説明あったとおりであります、皆さんから。

○**押井喜一委員** 段階的に廃止ということは、年次的に先ほども引き下げとかという表現ございましたけども、そういうことを意味するということになってくるわけですか。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 段階的な調整方針につきましては、まだ部会内で詰まってはいないところがございますけれども、先ほど同様激変緩和という意味合いでございます。

○**本城昭一委員長** いかがですか。

○**須藤栄弘委員** やっぱり今説明あったように、当時と比べればいろんな施設整備等をなされてきているのは確かにわかりますけれども、月額を支給額からすればそんなに

安いものではないですし、かなり影響といいますかは考えられます。

○**遠藤純夫委員** 何かこの段階的に廃止というのがどうもひっかかるのだ、合併して何か物事が停滞しているような感じで、どうもこういうところひっかかるような感じがして、これ七つの市町村だから、やむを得ないと言われればそのとおりだけでも。

○**須藤栄弘委員** 本当からいえば良くなるはずだ。

○**遠藤純夫委員** この辺が、新市の上で調整した結果がこうなったとなってくるならばまた違うけども、最初からズドンとこういうふうにいかれると、何かそういうふうを感じるような、いかがなものですか。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 介護保険によりまして、相当程度基盤の整備、それからこうした要介護者の方々がご利用になるサービスというものが増えてきておりまして、市町村比較をいたします際には、介護の費用を65歳以上人口で割った高齢者1人当たりの介護費といったような見方をいたすわけでございますけれども、そうした13年、14年の南部市町村の比較をいたしますと、これは市町村によってばらつきがございますけれども、1人当たりをいたしまして1,000円から2,000円程度上昇しております、おそらく14年と15年の決算を比べましてもその程度の伸びが見込まれるということでございます。当然こうした費用につきましては保険料を初めとした様々な経費が投入されておりますし、市町村の一般財源も当然それに付随をして投入されているということになるかと思えます。そうしたサービスを維持してまいりますためには、やはり意義の薄れた事業でありますとか、それからいわゆる現金、現物給付といったものを抑制しながら財源充当を図っていかないと、なかなか利用者の方々のご要望におこたえすることが難しいということがございます。

今一つは、これは若干課題を残しておりますけれども、お金という形ではなくて、例えば年に何回かこうした家族の方々が集いながら様々な情報交換をしたり、励まし合うといったような事業が代替事業として準備をされているところでございまして、家族を慰労すると、激励するという趣旨からすればそのような方向性が望ましいのではないかというふうに判断されたところでございます。

○**須藤栄弘委員** そのような方向性で考えるとすれば、事業を段階的に廃止するというだけでなく、どんな事業に切り替えていくとかという表現がここに何も無いものだから、これはバツサリという感じするわけです。方向性も何もなく、考え方もなくて、社会情勢に根底があるとかとなると、この黒太字で書いてあるのがバツサリに聞こえてしまう。

確かに今言ったように介護をしている方々の交流会というものは貴重なものでないのかなと、お互いに苦労話をするとか、情報交換をするとか、気の休まる点もあると思いますし、やっぱりその辺の表現も、そういう介護者の交流会などはないのでしょうか、どこにも。

○山木知也高齢者福祉分科会長 全体の中では介護者交流会というものは位置づけをしておりまして、これにつきましては全市的に展開をしていこうということにしているところでございます。

○田村作美委員 文章をここに入れれば、そういう方向で変えていくとか、そういう方向で変えれば廃止という言葉でないほうがいいのではないかと思います。

○須藤栄弘委員 きめ細かく実施するとか。

○佐藤甚一郎委員 基盤整備を進めるということなんですけども、代替案といいますが、方向性としてはそういう方向性でいくんだと。ただ、基盤整備にしても、私のほうの知っている基盤整備は田んぼをならず基盤整備のことなんですけど、ほかの基盤整備なんていうのは各種様々あるんでしょうけども、一言で基盤整備という、そういう表現の仕方に片づけてしまったら、どうもこれまた私どもは非常にわかりにくいんです。市民もわかりません、皆さん。そういうときには、例えばホームヘルプサービスの拡充であるとか、そういうような具体的な方向性をやっぱり示していく必要があると。後ほどの検討委員会の中でそれはやればいいことだと、これも一つの方向ではありましようけれども、一つの基盤整備という表現の仕方だけで片づけてしまうというのは、どうも味気ないといいますが、これはただ片づけるという、そういう感じがしてならないわけです。その辺のところはやっぱり少し方向性も、例えばこういう形で具体的な方向性を示すとか、そういうところまで今やっておかないと、この先やっぱり私はかえって不親切だと思うんですが、これは希望です。

○本城昭一委員長 文章にするとこういうふうになるのかもしれませんが、しかし先ほど説明あったように、介護保険もできたわけですし、今佐藤委員からあったようにホームヘルプの充実とか、いろいろ手はあるわけです。そういう意味で、給付に替わる激励事業の充実だとか、何かこれだと激励事業がなくなるような感じするものですか、話を聞くとあるわけです。ですから、そういう表現が好ましいのではないかなという感じがしますけども。

○山木知也高齢者福祉分科会長 内容的に廃止をするということと、介護者激励支援事業の充実を図っていくということが裏腹になっておりますので、そのような表記が可能であればそのような表記に調整内容を検討してみたいというふうに考えます。

○須藤栄弘委員 やっぱり住民は、一番身近なことがどうなるかということが気になるわけで、全体的な施設整備が進んでいくとか、そういう整備の方向でみんなやるというのは、なかなかわかったようでわからないような、実感が出てこないと思いますので、これだけではちょっと難しい面もあります、それを理解してもらおうということ自身も。

○本城昭一委員長 今やりとりあったような配慮をしていただきながら、こういうこと

で調整を了解していただけますか、どうでしょう。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうをお願いします。

次に、068低所得者利用者負担減免、5年以内という経過措置です。これは説明資料はあるんですか。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 73ページ、74ページにございます。主な内容といましては、この減免の対象の幅、いわゆる所得要件が、鶴岡市は市民税世帯非課税者、町村につきましては世帯非課税者のうち老齢福祉年金相当額以下の方ということで、鶴岡市のほうの幅が広がっているということ、それから、対象サービスにつきましても、若干鶴岡市のほうが厚いということがございます。

○**本城昭一委員長** これは、調整内容のほうを見ると、鶴岡市以外での減免対象サービスが拡大する、それから減免対象者が増加すると、こういうことであります。これは、特に問題ないでしょう、悪くならない。

○**須藤栄弘委員** これは048の廃止と合わせて実施ということで、どういうふうに。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** 基本的には財源調整でございます。激励金をこうした減免の財源に振り向けていく中で、お金という形ではなくてサービスの利用を促したいと、そういったような趣旨でございます。

○**本城昭一委員長** よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 次に、210介護保険料賦課・更正ということであります。これもさっきと関係あるんですか、18年、1年以内ということ。温海町の納期が8期になる、保険料の端数処理が100円単位になる、暫定賦課の保険料段階が第3段階に上がると、こういう調整内容でありますか。

○**須藤栄弘委員** 介護保険料は国保税と一緒に徴収というふうになるので、最初のほうの023 3024でやった場合、何か9期のほうに調整していくという説明でなかったかと思いますが。

○**山木知也高齢者福祉分科会長** ここで申し上げております介護保険料につきましては、65歳以上の方々がお支払いになる保険料を指しております。したがって、国保税の納期と必ずしも連動しないということになりますし、8割程度の方は年金からの特別徴収ということになっております。

○須藤栄弘委員 端数処理が100円単位になるということですけども、これはどんな影響とかがありますか。

○山本知也高齢者福祉分科会長 この端数処理は、保険料の年額を決定いたします際に用いる方法でございますので、年間にいたしまして仮に上がった場合、四捨五入をしておりますので、例えば50円と端数がついてその分100円に上がるということになりますと、1人当たりの影響額は年間50円ということになりますし、40円とついて切り下げられた場合には40円軽減されると、そういう数十円、40円、50円の世界でございます。

○本城昭一委員長 これはいかがですか。

(「異議なし。」という声あり)

○本城昭一委員長 そういうことでお願いしたいと思います。
次の社会児童に移る前に、10分間休憩します。

(休憩 午後3時12分)

(再開 午後3時25分)

○本城昭一委員長 じゃ、再開をさせていただきます。
第2回配付資料のほうの健康分科会にかかわるものでありますけども、4ページから…。

(何事か言う声あり)

○本城昭一委員長 わかりました。健康福祉部会を続けます。
社会児童分科会、013認可保育所管理運営事業について、保育内容、人員体制に違いがあるということで、経過措置5年超をもって調整をすると、こういうことになっております。

○須藤栄弘委員 調整内容の中に民間委託等の検討を含めとあるわけですけども、民間の場合だと、採算というのが当然経営の重要なポイントになるかと思ひますし、公立の場合には公的な保障がありますし、その中で民間委託を進めていくという考え方をちょっとご説明していただけますか。

○上原正明社会児童分科会長 ただ今のご質問ですけども、保育園につきましてはここ数年で国の施策が大きく変わっております。特に規制緩和の導入がされたことによりまして、認可保育園につきましては、今までは社会福祉法人でなければだめだったん

ですけれども、それが株式会社でも、個人でもできるというふうに大きく変わっております。また、公立の保育園の委託につきましても、その基準が変わりまして、誰にでも委託できるというふうに変っております。また、保育料につきましても、民間でも公立でも同じ保育料をいただくということで、市町村が保育料をいただいて、それで運営を賄っているわけですが、当然国、県の補助を入れながらというようなことです。また、平成16年度からは公立保育園の国の運営補助金が一般財源化というふうになります。資料の78ページの左側のほうに運営費内訳ということで、下から2段の表になっているところがあるわけですが、その国の補助（運営費）というものが全額なくなります。その代わり交付税措置というふうなことになるわけなんですけれども、そのような国の動きの中でやはりなかなか自ら運営していくのは、これから難しい時代になってくるのかなと思われまします。そうしたことから民間委託等の検討も含めというような文言を入れさせてもらったところでございます。ただ、これについては歴史的経過とか、いろいろございますもんですから、すぐということにもいかないだろうというようなことで、5年超という長いスパンで検討していかなければならないというふうな調整内容にさせてもらったところでございます。以上です。

○須藤栄弘委員 今説明ありました一般財源化されていくということで、国の三位一体改革の一つですけれども、これは今後どのような影響が出てくると予想していますか。

○上原正明社会児童分科会長 公立保育園だけを抱えている市町村につきましては、相当大きな影響になるかと思えます。交付税措置というふうなことなんですけれども、交付税自体は総額で下がっておるような状況なもんですから、それがどれだけ保育園のほうに加味できるか、その辺がちょっと見えないところもあるものですから、鶴岡では大体2億円ぐらいの影響というふうに考えております。

○須藤栄弘委員 もう一点ですけれども、保育園、後で幼稚園も出てくるようなんですけれども、今幼稚園も保育園もあまり変わらないような感じもしますし、一般的に多元的一元化が進んで、さっきありましたように規制緩和等もあると思えますし、幼稚園は限りなく保育園機能を有していくと、保育料も含めて保育園の特徴を持っていく現況の流れの中にあるんじゃないかなと思っています。一般住民にすれば、どこまで幼稚園で、どこまで保育園かというのは、はっきり言ってわからないといいますが、同じような役目をやっているような感じもいたします。それは、所管の官庁も当然違うわけですが、これ将来的に、今々でなくても、どのような形に持っていくかというようなことは現段階で方針等がもしありましたら。

○上原正明社会児童分科会長 これはなかなか市町村レベルだけの検討は難しいと思えますし、国の中でも相当議論はされているんですけども、どうしてもまだ厚生労働省、文科省というくくりがあるもんですから、なかなか難しいところですけども、厚生労働省のほうでは、現在そういう幼保一元化問題につきましても、保育園でもない、また幼稚園でもない総合保育施設というんですか、そういうものの検討に入っているようでございます。17年度からモデル事業として全国50か所ぐらい、また18年

度から全国的に広げていきたいというふうな検討はなされているようでございます。ただ、その形がどうなっていくかはまだ見えないところもあるものですから、そういう国の動きをやはり注視しながら、これから対応していかなくてはならないのかなと思っています。今保育園は保育に欠けるというふうな、そういう文言が入ってくるものですから、どうしても誰でも入れるというものではございません。また、幼稚園につきましては3歳以上というようなことで限定されるものですから、その辺子供の立場からすれば幼稚園でも、保育園でもいいわけですから、親の都合で保育園に入れるとか、幼稚園に入れるとか、そういう施策はこれから見直ししていかなくてはならないのかなと、こういうふうに思っています。

○**押井喜一委員** このことに関して私ちょっとどう理解すればいいのかなというふうな思いですけども、藤島町では16年度から保育園の統一というか、児童館を廃止してすべて保育園にするということで、今までの保育園はゼロ歳児から2歳児の保育、そして新たな施設では3歳児からの幼児教育という部分も担うということで、全面的に統合になっていくんです。そうした場合に我々どういうふうな理解でこれを受け止めればいいのかという思いなんです。幼児教育と保育とを藤島としては一緒にやっていくというふうなことになっていくもんですから、そういった部分でどう変わっていくのかなというふうなことなんですけど、この辺の議論がもし何かあれば。

○**上原正明社会児童分科会長** 藤島さんのほうで今保育園建設ということで進められているのは、特にそれについての部会での議論はまだ十分はしていないんですけども、今回新しくできる保育園についても公設公営というふうな形で運営なされるということはお聞きしているんですけども、それにつきましてもどうしても職員の関係も出てこようかと思うんです。児童館に今まで正職員が配置されておりまして、そして統合して新しい保育園の建設ということですから、どうしても職員をやめてもらうわけにもいかないもんですから、公立で経営というふうな形だろうかと思います。ただ、それについても長期のスパンですずっと検討はしていかなければならないのかなと思っております。以上です。

○**本城昭一委員長** いかがですか、5年を超えるスパンで。

○**押井喜一委員** そういうことなもののだから、幼稚園だとか、そういった児童館は藤島はなくなるわけだけども、そうした部分と一緒に調整を進めていかなければならない問題なのかなということも考えたもんですから、保育という部分だけで我々議論していいのかどうか、その辺もちょっとわからないものだから、お聞きしたんですけども、それぞれやっぱり町村で形態がすべからく違うような感じがするけども、その辺の部分も含めてどういうふうな方向にいくのかなということもお答えしていただければありがたいんですけど。

○**上原正明社会児童分科会長** やはり保育園建設の経過というのは、それぞれの市町村で大分違っているようでございます。鶴岡の場合は、昭和42年ごろ保育園を公立で

建てました。それ以降は全然建てておりません。社会福祉法人での建設について補助制度が昭和43年から始まったと思いましたが。そうしたものですから、鶴岡の場合は社会福祉法人が建設するものに補助をしていこうというような形で今まで経過しております。ですから、以前児童館で集団保育をやっていたものを新しい認可保育園にするときには、地元で社会福祉法人を立ち上げてもらい、それに補助する形で保育園化をしていった経過がございます。その保育園を建設するに当たっても、地元で1戸当たり6万とか、8万とか、大きいところは12万、そういう寄附を出して保育園の建設をやってきたという経過もがございます。ただ、これは全国的に山形県、特異なやり方ではなかったのかなと思っております。町村さんの場合は、どうしても公立の形で保育園を建設した経過もあるようでございます。ですから、歴史的なものが全然違うものですから、それを同じ形にというのはなかなか難しいかと思うんですけども、ただ議論だけはこれからしていかななくてはならないのかなと。先ほど申したとおり、なかなか公立でやっていくには国の制度的にも難しい時代に入ってきているのかなと、そう思います。以上でございます。

○須藤栄弘委員 鶴岡市さんが民間委託を進めてきている経過、民間委託をした場合と公立直営でやった場合との違いといえますか、その辺はどのように説明できるんですか。

○上原正明社会児童分科会長 これは、民設民営の場合であれば国の保育単価というふうなものが定められておるものですから、年齢別、それから定員別に1人当たりの単価が決まってきます。ですから、ゼロ歳児で例えば45人定員であれば1か月もろもろ合わせて、ちょっとはっきりした数字はあれなんですけども、20万前後の運営費が民間のほうには支給されるというふうなことになります。また、1歳児であれば十何万とか、そういう形で支給されてくるんですけども、ですからその中で民間では運営をしていかなければならないと。ところが公立の場合ですと、保育料のほかに、今まででしたら国、県の補助を入れて、あとかかるものについては全部自前で負担しているという形で、給与、職員人件費につきましても一般職と同じような給与体系になっているものですから、年齢が上がるごとに相当の人件費がかかってくるというふうなことでございます。ですから、人件費の中で相当な今開きもあるようでございまして、その辺の部分で違ってくるのかなと思っておりますけども、うちのほうもことしの4月から由良保育園については公設民営というふうな形で運営を地元で立ち上げた委員会のほうに委託するんですけども、その辺でもやはり相当の経費節減はあります。

○本城昭一委員長 いかがですか、調整内容。

○押井喜一委員 確認ですけども、このことは16年度からやる藤島の新たな保育園の事業、そのこともここに含められているということになりますか。

○上原正明社会児童分科会長 ここにないんですけども、保育所整備計画というのをそれぞれの町村さんでお持ちなものですから、それにつきましてはまた別の形で検討し

ていくということになるかと思えます。

○**押井喜一委員** 保育所はあくまでも保育という部分での、幼児教育ということではなしに、保育に欠ける子供の保育という部分でやっていくということなのか、その辺ももう一回確認しておきたいと思えます。

○**上原正明社会児童分科会長** 013につきましては、公立保育園に限った項目で検討というふうなことでございます。

○**本城昭一委員長** よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうことで調整させていただきます。

次の029保育料について、保育料徴収基準に大きな違いがあるということで、5年以内に国の基準を基本に新しい保育料を検討する、こういう調整であります。資料は78ページです。

○**須藤栄弘委員** 国の基準を基本にということでありますから、これは保育料が上がっていくという考え方になるわけですか。

○**上原正明社会児童分科会長** この保育料につきましては、部会でも相当議論になって、最後までなかなか方向性が見えないで、まだこれからも検討しなければならない事項になるわけですが、特に年齢区分とか、階層区分によって相当国の基準との開きがございます。その辺につきましては、当然国の基準に合わせていかなければならないのではないかと思います。ただ、保育料につきましても、国の基準でいきますと、78ページの一番右のほうに基準を書いてありますけども、3歳未満児で最高額が8万円ということになっています。また、3歳以上でも7万7,000円という最高額、当然ゼロ円からこの段階でこの金額になるわけですが、この基準につきましては、地方の都市ではこのくらいの保育料をいただくのはなかなか難しいと思いますもんで、そこまでは上げられないと思います。ただ、今町村さんではこの上の表の徴収額/国基準となっていますけども、鶴岡では80.5%まで近づいています。それで、櫛引さんで77%になっているものですから、ほかの町村さんにつきましては、これは上げざるを得ないのかなというふうには内々的には思っているところでございます。

○**本城昭一委員長** 国の基準に近づけていくと、当然上がる部分があると、こういうことでの調整案になります。

○**佐藤甚一郎委員** こうした場合に、例えば終わったわけなんですけど、いわゆる民間委託をした場合に、経営的にはかなりメリットがあると。メリットといいますか、補助

基準が高いというふうに理解すればいいのかなんですが、保育料というものは、例えば公設公営、あるいは公設民営、つまりは民間委託、こうした場合について国の基準の中にはそうした公設公営と民間委託、この差というのはこれ全くないんですか。

○**上原正明社会児童分科会長** ありません。保育の実施は市町村にあるものですから、保育料は保護者から市町村が直接いただくと、そういう仕組みになっております。

○**佐藤甚一郎委員** それでは、仮に民間委託をして経営的なメリットが出れば、保育料それ自体が必ずしも国の基準でなくてもいい、こういう考え方もあるわけですけど、違いますか。それが本当の民間委託のルールだと思うんですが、どうなんでしょう。

○**上原正明社会児童分科会長** 今の児童福祉法の中では、公設民営、民設民営、公設公営のそういうくくりで保育料に差をつけるということはできないことになっています。統一料金を市町村で定めることになっていますので、現行法令上は統一のものしかできないと。

○**佐藤甚一郎委員** 今の現行法でそういう基準は、それはできないと。ただ、老人の施設にしても、保育の施設にしても、やっぱり頑張って経営しているところと、そうでないところというのは、これは経営的に差が出てくるのは当たり前の話です。そういうようなことをねらう一つの考え方として、必ずしも国の基準に満たなければならないということでは私はないと思いますが、これは例えば鶴岡市は今80.5%いっていると。三川さんは考え方が発達していましたが、随分安いわけなんですけど、そうしたばらつきといいますか、そういうものが必ず発生するわけです。それで、新市になったときに、そういう経営努力というものが保育料に反映されるように、結果的に。サービスの低下というのは、もちろんできないわけですから、もちろんサービスの強化に力点を置くか、あるいは保育料の低減に軸足を置くか、そういうことでも考え方は違ってくるとは思いますけど、やっぱり国の基準は確かにそのとおりだけれども、必ずしも民間委託などをすれば、そういう経営努力というのはやっぱりこれから必要だと思うんです。そういう試みというものも合わせて、やっぱり今低いから、高いほうに合わせていくという、単純なそういう考え方ではないほうが私はいいと思います。

○**本城昭一委員長** その辺いかがですか。限りなく国の基準に近づけないと、何か不便な点があるとか。

○**上原正明社会児童分科会長** 国の基準があるわけですけども、これを皆どこの市町村も下げて保育料を設定しているわけですけども、それは全部一般財源の持ち出しで負担をしてきたというような、そういうものでございます。ただ、16年度からはこの補助金もなくなってくるものですから、保育の運営につきましては保育料しかなくなってくると。あとは、もう一般財源でやっていかなければならないというようなことなものですから、なかなかちょっと難しいところがあるんです。ただ、民設民営で運営している保育園につきましては、補助金は国の責任で残すというようなことなもん

ですが、ですから国全体の流れとしては民設民営にしていきなさいというような今の流れなんですけども、それと保育料の設定につきましてはやはりどれだけ市町村で補てんできるかというようなこともあるもんですから、この下のほうに財政試算しているんですけども、例えば鶴岡市の基準で統一したら保育料は5,400万円増えますと。三川町さんが一番国基準より低かったもんですから、三川さんに合わせますと2億円の持ち出しになると、今よりも2億円減ってしまうということになりますもんですから、なかなかこういうものは難しいのかなとは思って、財源としてどう考えていくかということだと思います。

○須藤栄弘委員 これ5年以内に国の基準を基本に新しい保育料を検討するとあるわけなんですけども、三川町の場合は50%となって、5年以内に毎年10%ずつ上げていかなきゃいけない、単純に考えればですが。保護者にとってはかなり大きな負担になっていく。合併によるメリットどころか、デメリットとなっていくことだろうと思いますし、果たして5年以内というので国の基準に合わせていくというのは無理でないかなという感じも、負担が大きいのでないかなという感じもいたします。5年以内ということで振り分けした経過はどのような判断か、その辺。

○上原正明社会児童分科会長 今まで合併やってきた市の状況を見ますと、保育料につきましては合併の翌年度にどこかの基準に統一するというような例が一番多くございまして、長いものでも3年で調整というような状況でございます。でも、この地区につきましては相当の開きがあるもんですから、やはり激変緩和をしなければならないだろうということで、5年というようなもので検討させてもらったということでございます。

それから、何も国の基準に合わせるのではなく、国の基準を参考にしながら調整すると。国の基準まで引き上げるというものではないです。

○須藤栄弘委員 すると、5年以内で大体パーセンテージからして、目標のパーセンテージはどのぐらいに考えているのですか。

○上原正明社会児童分科会長 その辺は部会でのこれからの検討になるかと思えます。ですから、非常にこの問題は物事が大きすぎるもんですから、十分な協議をしていかなきゃならないと考えております。

○田村作美委員 今いろいろ少子化の関係もあって、むしろ子供をつくれれば金がかかって生活できないという状況が各方面で言われているわけですし、この辺のところは極力やはり住民にデメリットにならないような形で抑えていくような方向でないか、かなり受け入れられない状況もあるのでないかという感じがするんですけども、金額が結構大きくなるということもあります。それはやはりこの新市においての一つの子供と年寄りももちろんです。全体として生活しやすいというか、そういうような方向があると思えますので、その辺のところは十分検討した形で、鶴岡に合わせるとか、三川さんまで下げるということでなくて、もっといい方法を考えてもらえればという

ような感じしていますが、これからますます生活基準のレベルが下がってくるという現実の中で、その辺はもう少し検討を要するのではないかという感じを私としては感じています。その辺のことをぜひ慎重にやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

○**本城昭一委員長** この検討の意味は、新市において保育料にかかるような予算に一般財源をどれだけ割くという、そういう施策をできるかということになってくると思います。当然一般財源で補うことになるわけですから、そういう意思表示を所管部署では強く要望していかなきゃならないと思いますし、そういう政策を書けるようにしていかなきゃ、この問題は解決できないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺は一般財源でどれだけ負担するかということで中身が決まってくるということでしょう。答えがなければいいです。

(「そのとおりです。」という声あり)

○**佐藤甚一郎委員** 金のなくなってくるのは目に見えていますから、その分を今のままのやり方で続けていくとしたら、それは金が足りなくなるの当たり前です。特に料金をいただいて経営するという部分は、これは民間のほうがはるかに強いです。これ公設公営でやったらコストが上がることは間違いないわけですから、私は保育料を考える場合に公営だけを考えた物の考え方をしていけば、それは今のような答えになってしまうと思うんですけど、やっぱり民営というものを強力に前面に押し出しながら進めるのがこれからの保育行政といえますか、保育施策の大きな方向だと考えます。それができないのであれば、料金だけはいくらかでも高くしましょう、サービスがどれほど違うのかよくわかりませんが、そういう結果に終わっちゃうと思うんです。そこら辺のところをやっぱり民間委託というものをもう少し行政は政策的にもそういうような方向を取っていったほうが良いと思います。そこら辺をこれからの展開の中で何年というくり当然ありますけど、私はこんなに長くかけていく必要はないです。それを進め得るかどうか、そこのところだと思います。

もう一つ加えますが、例えば法人経営をしている、民間委託している、その職員の給料と、それから公設公営でやっている職員の給料、これらを合併したら5年以内に同一にするんだと、どっちに合わせるかと。これは、公営に合わせていったら大変なことになります。コストがうんと高くなります。そこら辺のところもやっぱり十分検討されて、言いにくいところだと思います、触れにくいところだと思いますけども、これは政策的な判断としてやっぱりきちんとしなければならない部分ではないかと思っています。

○**上原正明社会児童分科会長** 公営でいく問題につきましては、保育園の問題ばかりでございませぬし、まちづくりビジョンの2のほうにも行財政改革の推進ということで大きく取り上げられております。この中で民間委託の推進やPFIの導入を図るとかというようなことで、これは全体問題としてやっぱり取り上げていかなければならない問題だと思っています。

それから、保育料の問題につきましては、先ほど委員長の説明があったとおり一般財源との問題が非常に連動しますので、その辺がどれだけ税で負担できるかというものをやっぱり十分な議論が必要ではないかと思っております。

○押井喜一委員 各市町村でそれぞれ保育料に違いがあるというのは、それぞれやっぱり子育て支援という部分の中の政策が出ているのではないかというふうに思っています。特に地方の中でどんどん、どんどん人口が減っていく中で、行政としてもこういった支援策という部分で保育料の問題、いわゆる支援を行っているのではないかと私は思っていますし、これから合併なって新しいまちになって、どのような政策を重要に扱っていくのかという部分だと思んですけども、地方なりの厚い政策だというふうに思いますし、この辺をやっぱり十分根底に置かなければならないのではないかと。ずっと財政の問題のことでいろいろ事務サイドでも検討されているようですけども、どうもやっぱりもっと新しいまちになって、こういう政策というふうな、住民にアピールできるような、そういったものも我々としては考えていく責任があるような気がいたします。そういった意味で、特にこういった部分の問題については本当に慎重に検討しなければならないところではないかというふうに思っています。

ちょっとこの保育料とは離れると思うんですけども、特に藤島の場合は2歳児までは自分のうちで送迎なんかしているわけですけども、3歳児、4歳児以降の幼児については町が一部保護者から負担をいただいて送迎バスで送迎していると、この部分もやっぱり子育て支援というふうな考えでやっているわけですし、その部分はこういったところには出てこないようですけども、そういったところの検討なんかは各町村で全然違うと思うんですけど、その部分を含めて、もし検討されているのであればお答えいただきたいと思います。

○上原正明社会児童分科会長 送迎バスにつきましては別の項目で検討しておりまして、当面従来どおりやっていくというような方向でまとめております。

○本城昭一委員長 どうでしょうか。市の財政の問題はよくわかります。それから、それと同時にいわゆる少子高齢化対策の子育ての支援とか、そういうのも大きなテーマなのです。国の基準で決めるということではありませんが、国の基準を参考にしながら調整をしていくということになると、何%で統一するのかということ、アップの幅も非常に違ってくるわけです。第二小委員会でも新市のこういう子育ての政治的な行政的な、そういうものがはっきりしないと、ただ上げるということだけで同意するわけにはいきません。そういう意味で私も委員長としてこの結論を出すのは非常に難しいなと思っているものですから、新市のそういう方向性と合わせた料金でないと、我々ここでいいなんて言うわけにはいかないのではないかなと思うものですから、逃げのことはなりませんが、この委員会としての意見というのはなかなかまとめるの、この問題は単に料金だけの問題でなくて、市の施策とのかかわりで決まってくるものですから、そういう意味で法定協にそういう旨を報告すると、こういうことでどうでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** そういうことにさせていただいて、事務局、よろしくお願いします。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** この期間については、委員の皆様方から5年という期間でご了承いただけるかどうかご確認いただければと思います。

○**本城昭一委員長** 5年以内でいいかどうか、今これはまだ聞いていなかったのですが、新市の行政施策、少子化対策も含めた、そういうものと関係があるものだから、その方向がわからないとアップがいいか悪いかというのはなかなか出てこない。当然5年というのもそれとの関連ですので、これは小委員会だけのテーマでないような気が、もっと大きいテーマまでいっているような気がしますので、そういうことで法定協に報告をしていただいて、何年以内ということではなくて、市の施策との関連で決まっていくなかではないかなと。ここでは結論出しにくいと、こういうことですが、いいですか。

○**須藤栄弘委員** 私は、5年ではちょっと無理ではないかなと思います。

○**高橋 澤委員** 上のほうで5年超ですから、組織が民営委託にぐっと傾けば違うでしょうし、上と合わせてはどうですか。

○**本城昭一委員長** あえてこういったような年数を入れなさいということになれば、5年超と、上との関連でなるわけではありますが、よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、次の集団保育児童館について、資料は79ページになるようです。これ藤島町さんで廃止の予定、櫛引町の1館を除き、5年以内に廃館の方向にすると、これはどういう内容ですか。

○**上原正明社会児童分科会長** 児童館につきましては、資料の79ページの左側にありますとおり形態が自由来館で、誰でもいつでも来てもいいというような形態のものと集団保育ということで保育園と同じように保育士がいて保育をしているというような二つの型があるわけなんですけども、今その中で集団保育をしているのが4町ございます、藤島さん、羽黒さん、櫛引さん、温海さんと。それで、先ほどお話もあったんですけども、現時点で藤島町さんではこの4館を統合して保育園にしていくと。廃館というふうな言葉を使ったんですけども、集団保育はやめて自由来館型の児童館に変えていくということがございます。この廃館というのは適切でないものですから、訂正しなくてはならないと考えています。あと、羽黒町さんでも今そういう集団保育型の児童館の廃止を検討していると。また、櫛引町さんについても集団保育型を廃止して認可保育園の分園にしていくというような計画があるようでございまして、そうい

う方向でそれぞれが現時点で検討されているということでございます。温海さんもそんな形で別の保育園との統合とか、そういうような構想はお持ちのようでございます。ただ、この施設の中で櫛引町さんの1館だけがどうしても国の補助が入ってございまして、すぐには転用は難しいというようなことなものですから、このような表現にさせていただいたということでございます。

○**本城昭一委員長** これは廃館ということでなくて方向転換みたいな内容もあるようでもありますけども、子供たちのこういう施設がなくなると、こういうことではないわけです。いかがですか、櫛引町の1館を除き、その後の文章、この調整でいいですか。5年以内と、こういうことになっています。

○**佐藤甚一郎委員** 期間はいいけども、文言の修正はしてもらいたいと、こういう要望です。

○**上原正明社会児童分科会長** ちょっと不適切な表現だったものですから、「5年以内に自由来館型の児童館に転換する方向で調整する。」ということに訂正させていただきたいと思います。

○**本城昭一委員長** よろしいですか。

○**須藤栄弘委員** これも調整内容でなく、変わるということなんでしょう、調整はしなくても。

○**本城昭一委員長** 調整になるのですか。

○**上原正明社会児童分科会長** まだそれがいつになるかという时期的な問題もあるものですから、それは地域の事情なども絡んできますし、そして保護者の関係もあるものですから、いつということもなかなか申し上げられないと思いますので、やっぱり調整ということになるのかと思います。

○**本城昭一委員長** よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、次の043放課後児童対策事業、これは経過措置5年超をもって調整すると、管理運営方法に違いがあるということで、別紙は79ページです。これは、いわゆる学童保育ですか。

○**上原正明社会児童分科会長** 学童保育所の問題ですけども、79ページの右側にありますとおり今15クラブが開設されております。これにつきましても公設公営あり、民設民営あり、公設民営というように様々な形で、それぞれの地域の事情によって運

営されています。先ほど保育園のほうで民営化の問題も相当お話ありましたとおり、この学童保育所につきましても民営化がよろしいのかどうか、それも含めて検討していかなければならない事項ということで、保育所と同じように5年超をもって調整というような形にさせていただいたものでございます。

○本城昭一委員長 いかがですか。

○須藤栄弘委員 職員ですけども、委託がかなり多いようですけども、これは指導員という立場で、専任的な要素の職員がおるものですか。

○上原正明社会児童分科会長 専任職員は児童数に応じて、大きいところでは4人、5人といいますし、資料的にはここに載せていないんですけども、必ず常勤職員が配置されております。

○須藤栄弘委員 いろいろな施設を使っているようですけども、放課後の生活の場としてそれなりの要素、設備を持っているという解釈でいいわけですか。

○上原正明社会児童分科会長 この学童保育につきましては、できている経過がその地域、地域で非常にまちまちなもんですから、施設については非常にばらつきがございます。例えば児童館でやっているところについてはきちっとした施設になっていると思いますけども、民間の施設を利用しているところについては普通の一軒家を借りているところもあるもんですから、施設については相当ばらつきがございます。

○本城昭一委員長 学童保育、いかがですか。

○須藤栄弘委員 この事務事業名ですけども、国のほうで放課後児童健全育成事業という名称を使っているようですが、放課後児童対策事業ですけども、児童健全育成事業なんていう名前のほうがいいのでないですか。

○上原正明社会児童分科会長 この事務事業名につきましては仮置きというんですか、鶴岡市でこの事業名を使っているもんですから、それでそれぞれの市町村でみんな違うんですけども、仮置きとして掲示させていただいたものでございます。ですから、すべての事務事業名がそれぞれの市町村で違っているものもあるもんですから、今後新市の中でどういう事業名を採用していくかということはこれから検討になるうかと思えます。

○本城昭一委員長 よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 じゃ、次、遣児教育手当支給事業、ここに課題があるようでありま

すが、5年以内に新基準を作成し、全市で実施する方向で調整するというので、現在は鶴岡、温海の2市町で実施していると、これを全市で実施する方向、こういうことでもあります。

いかがですか。それにしても鶴岡と温海で差がありますね。

○須藤栄弘委員 これちなみに、鶴岡あたりで対象者はどのくらいいますか。

○上原正明社会児童分科会長 鶴岡のほうは、現時点で226世帯の317人が受給しております。

○須藤栄弘委員 もしこれ全市で実施する方向になるとすれば、算定基準についてはどのような方向になっていきますか。

○上原正明社会児童分科会長 ちょっと部会では、まだ具体的にそこまで検討しておりません。

○本城昭一委員長 どういう基準になるのかわかりませんが、全市で新しい基準をつかって実施すると、こういうことのようにあります。

○佐藤甚一郎委員 その際ですけども、今やっているのは二つだということなんですが、所得制限というものがこの中にやっぱり入っているのかなと思うんですが、それはないんですか。

○上原正明社会児童分科会長 現在も保護者の市民税が非課税か均等割の課税であるというような文言が入っております。また、今温海さんのほうでは支給制限ということで、国民年金法とか、被用者年金各法で年金給付を受けている人はだめですとか、児童扶養手当との重複受給はだめとか、いろいろ制限をつけているようでございまして、鶴岡のほうはそこは制限していないのですけども、調整するにもいろいろ課題がかなりあると思います。

○佐藤甚一郎委員 それで、ただ文面だけを見ると、随分差があってということになるんですが、それを形づくる基礎的な部分、その辺をどう調整するかということだと思えます。その考え方がやっぱり一定になれば、それはそんなに差異はなくなると思えます。ですから、その辺のところをやっぱりこれからのあるべき姿というんでしょうか、そういうようなある一定の考え方というものをきちっと決めるということがまず先にあって、それからの調整ということであれば、この人にしかやっていないんですから、これは簡単です。そういうようなことですから、基準を決めればそんなに難しい作業ではないと思いますので、この辺はただ廃止するというのはだめだと思うので、やっぱりそこら辺はこれから新たなものをつくっていく、というのは、対象者がいっぱいいるんです。実は最近いっぱい増えているんです。これは新しい市の行政需要というふうにして言えるかどうかは別にしても、増えていることは間違いのないで

す。それをどこまでフォローすればいいのかという、そういう社会現象に立ち向かう、そういうものも確かにあるんですが、その辺は世相を反映した新しい行政需要かなとも考えられる部分もありますから、その辺をしんしゃくして検討いただきたいと希望を申し上げます。

○**本城昭一委員長** 新基準であろうと支給をするということになるわけですので、その辺はきちっとした基準をつくりながら対処してほしい、こういう要望をつけ加えて…。

○**須藤栄弘委員** 全市で実施した場合の財政負担という予測なんかはつくっていませんか。

○**上原正明社会児童分科会長** 鶴岡市の例で実施した場合、490万ほどの増になるようでございます。

○**須藤栄弘委員** さっきから事業名にこだわって悪いですけど、遺児は遺児だとは思いますが、あまり遺児というのは見た感じがよくないような感じもしますし、子供に夢を持たせるような事業名でやったほうがいいのかないかなという感じがいたします。

○**上原正明社会児童分科会長** この事業につきましては、どちらも条例によっているものですから、こういう表現になっているんですけど、新たな基準をつくるときはその辺も合わせて検討になろうかと思えます。

○**須藤栄弘委員** わかりました。

○**本城昭一委員長** 060いかがですか、この調整でよろしいですか。

○**須藤栄弘委員** これもっと早く調整するという事で、いいことは早くやったほうがいいと思いますけど、3年以内ぐらいで。

○**本城昭一委員長** 5年ということについては、何か特に難しい要因があるのですか。

○**上原正明社会児童分科会長** 鶴岡、温海でこのように大きく格差があるものですから、例えば温海さんの激変緩和というようなことも加味していかなければならないと思って5年とさせてもらったところでございます。

○**本城昭一委員長** いいですか。

○**須藤栄弘委員** 一定の調整案を立てて3年以内に支給して、温海さんだけは5年間の経過措置をしていくという調整案もあるのでないですか。

(「それはできない。」という声あり)

○須藤栄弘委員 わかりました。

○本城昭一委員長 じゃ、よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 次に、誕生祝金、ここでも廃止が出てきます、5年以内。これは、これに代わるものは特にないわけですね。

○上原正明社会児童分科会長 はい、特に誕生祝金につきましてはないんですけども、児童手当が16年から就学前から小学3年まで引き上げることが今検討しておりますし、またあと乳幼児医療の面でも所得制限の緩和がなされるとか、そういう手だては出てこようかと思えます。ただ、この誕生祝金につきましては現金給付というようなことなもんですから、先ほどの福祉分科会、それから高齢者福祉分科会の形と合わせさせていただいたということでございます。

○高橋 澤委員 これでいいんですけども、子供の数を増やそうということから出てきたと思いますので、羽黒、温海さんに効果があったかどうか。あまりないというような声もちらほら聞こえてきたので、その辺聞いてみたいと思います。

○星野文紘健康福祉部会副部長 羽黒町の星野と言います。よろしくお願ひします。
本町の場合、平成5年から実施しておったんですけども、効果、10年から先なるもんですから、実のところこの3月の議会に条例改正をして、これはなしというふうなことでご提案したいなというふうに思っているところです。

○相澤康夫社会児童分科会副分科会長 温海町です。温海町におきまして、ちょっと今詳しい数字お示しできませんけれども、やはり5年以上経過している中で目立った効果は見られないというのが実際の話かなというふうに感じております。

○本城昭一委員長 精神的なものですから、このお金もらったから、子供が増えるなんていうものではないわけですけども、しかし今ある制度をこういうふうにするわけですので、5年以内という長い時間の中で調整をすると、こういうことになると思ひます。

○遠藤純夫委員 ここに5年以内に廃止も含めて調整するとありますので、これは別に廃止だということでもないのだろう、含めて調整するということだから。

○相澤康夫社会児童分科会副分科会長 温海町です。温海町におきまして今庁内でこの件については検討しているところでございますけれども、上部の考え方としてはもう少しやってみないかというような感じでございますので、先ほど効果がないと一言

で申し上げましたけれども、これは人口増における効果がないという意味でありまして、やはりこれを受ける方にとっては非常に効果があるわけでございますので、その辺のところをどのように判断をしていくかということかと考えております。

○佐藤甚一郎委員 温海町では多分、来年はともかく、今年は条例改正などしないと思います。それは、私思うんですが、前も何かそれと同じようなこと言ったんで、世の中に報償金というのはやっぱりあってもいいと思うんです。それは、民間にはたくさんあるんですが、行政には報償金というのはいらない。これは大変おもしろくない行政です。私は基本的にそう思います。そういう側面が行政にないというのは、これは大変寂しいことでありまして、一つの考え方としてこのことは別にしても、報償金というものはやっぱり行政に必要だと基本的に私は考えます。この次、議会にそんな条例改正なんて出てくるかどうかどうなのか私わかりませんが、出てきたら棒はばげてやります。私どもの基本的な考え方はそういうことです。新市になってそれバツサリやられたって、それはそれでしょうがないですけども、それは考え方の違いというものもありますから、ただ新市になっても報償金という考え方というのは私は必ずあるべきだと考えます。

○本城昭一委員長 そこで、これはどうしますか。

○押井喜一委員 この調整でいいのでないですか。

○本城昭一委員長 廃止も含めてだから、廃止しますとは書いていない。

○押井喜一委員 これ以上の表現の仕方はちょっと難しいでしょう。

○本城昭一委員長 それじゃ、これで調整していいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 じゃ、次に063小規模災害の一時扶助、これは鶴岡市の例というのはどこに書いてありますか。

○上原正明社会児童分科会長 資料の80ページの左側のほうになります。これはいわゆる火事見舞的なものなんですけども、弔慰金、それから見舞金制度を鶴岡市で持っております。ほかの町村でも持っているところもあるんですけども、制度なしというところもあります。弔慰金、見舞金というようなことで市民の理解も得られるのかなということで、鶴岡市の例を基準にということにさせていただいたものでございます。

○佐藤甚一郎委員 異議ありません。

○本城昭一委員長 いいですか、この調整。これは、小規模災害というのは地震なんか

も入るんでしょうか。

○**上原正明社会児童分科会長** 地震なんかで崩壊戸数が大きくなりますと、それはまた別のほうの災害救助法が適用になってくるものについては該当にならないです。

○**本城昭一委員長** 合併までということになっています、鶴岡市の例を基本ということではよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 2回目配付の4ページから7ページまで、これが全部健康診査あるいは予防接種等の問題でありまして、すべて合併まで調整すると、こういうことになっております。一括皆さんから検討いただきたいと思います。

○**佐藤甚一郎委員** 異議ありません。

○**本城昭一委員長** よろしいですか。

これはここで9～10か月と1歳児健康診査は合併時に廃止するということになっていますが、これは何か。

○**菅原敬一健康分科会長** 健康分科会の菅原と申します。

表記では、合併時に廃止ということが、ナンバー16と17に出ておりまして、先のご説明に際しましては4か月、7か月、ここについては医学的な視点でも重要な時期だということで統一して行うということで、部会内におきます専門集団が判断をして決定したという経過がございます。その時点でこの二つの健診の廃止時におきましては代替案を準備してございまして、1歳児健康教室を全体で実施いたしまして、それぞれの指導、相談による子育て支援を行っていくということで調整をしてみたいということで、いわゆる乳児健診からその後の幼児健診に至る1歳6か月の間のところにつきまして、そういう配慮をしてみたいというふうなことで代替案を考えておるところでございます。以上です。

○**本城昭一委員長** よろしいですか、調整。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、7ページまでの項目を終わります。

次に、8ページ、せきずい損傷者福祉手当支給事業ということでもあります。これも3年以内に鶴岡市の例を基本に調整するというところで、鶴岡市の例は課題のところにあります。対象者に相違があるということ、お金の額もちょっと違いますが、これを経過期間中に鶴岡市の例を基本に調整すると、こういうことでもあります。

○遠藤純夫委員 この鶴岡市を基本に調整するのはわかるけども、ここの中の鶴岡市の法に基づく手当の受給者は除くということは、この辺は例えば実質的にどういうことか。

○板垣 博福祉分科会長 法に基づく手当と申しますのは、特別障害者手当とか、福祉手当とかという、そういったものを申しております。年金とかは含みませんで、こういう特別障害者手当というようなものとの併給が鶴岡市の場合にはできないということで、こういう手当を受けられない方への補完的な制度というような形になっておりますが、残りの藤島さんと櫛引さんがダブって受給できるというふうにはなっておりますが、やはりこれは補完的な形がということで、現在櫛引町さんにおいては、これは重複受給をやめるというような形で検討されているというふうになっております。

○遠藤純夫委員 何か自分のほうの聞くようだけど、法に基づくものとそれと両方もらっているということは何か違反ではないのか。

○板垣 博福祉分科会長 特に法に基づくもののほうは所得制限がございまして、扶養の子供が何人いると何ぼとかというようなことで細かくなっておりまして、外れる方もあると、それから、症状などでも身障一、二級とかというように決められておりまして、それからせき損の方の場合ですと、上半身は動くとかというような方もありまして、そんなところで外れるというようなこともあっての独自の給付という形でございますので、両方ダブっても別に各自治体が独自にやっていることだというようなことで、特に問題なくなっております。

○須藤栄弘委員 1月当たり10円単位まで算定されているというのは何か根拠があるのですか。

○板垣 博福祉分科会長 これ決め方を見ますと、ほかの様々な手当から1,000円引くとか、何かいろんなことをやって、その時々で決めてきたというようなことで端数が出てきたように見ておりますけども、明確な根拠はちょっとないです。

○須藤栄弘委員 事務的に煩雑なのでないですか。

○本城昭一委員長 これは鶴岡、藤島、櫛引だけが今実施しているわけですか。この調整は全市でやると。

○板垣 博福祉分科会長 はい。この事業は、私ども福祉のほうとしては大変珍しく、鶴岡市の金額が一番高い。あと、ほかにやっておられない町村につきましては、この調整を行えば当然鶴岡市の例を基本に調整をいたしますので、この例で全市で実施をしていくという形になるというものでございます。

○須藤栄弘委員 対象者は大体わかりますか。

○板垣 博福祉分科会長 鶴岡市で現在8名の方、藤島町で3名の方ですが、1名の方は法に基づく手当と重複しております。それから、櫛引町では5名の方が受給しておりますが、2名の方が法に基づく手当と重複しているというような状況であります。

○本城昭一委員長 よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 それじゃ、最後であります、211介護保険料減免についてであります。

合併まで調整するという調整内容ですが、調整する時期の振分けでは経過措置として5年以内となっております。

○山木知也高齢者福祉分科会長 上段につきましては、合併した際に介護保険条例が制定されることとなりますので、その中にこれを書き込まれるということになりますことから、合併までということで前回ご訂正をお願いしていたところでございます。したがって、上段は経過措置5年以内ではなくて、合併までということでご訂正をお願い申し上げます。

○本城昭一委員長 次の下のほうの生活困窮者の独自減免については、鶴岡市のみが実施している。これを鶴岡市の例を基本に調整をするということで、これは経過措置1年以内ということでもいいわけですね。

○山木知也高齢者福祉分科会長 これにつきましては、減免財源につきましては保険料を充当しているということでございまして、平成17年度まではいわゆる不均一保険料ということになりますことから、この財源を想定いたしております鶴岡市のみで実施をいたしまして、新しい保険料で統一的に減免を実施すると、そのような考え方で1年とさせていただいているところでございます。

○本城昭一委員長 今の説明でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 それじゃ、この調整でお願いしたいと思いますが、きょうは教育部会の人たちがずっと何回も出席していただきながら、そこに入れなくて大変申しわけないわけではありますが、土曜日でありますし、5時までにはやっぱり閉じたいというふうに思いますので、教育部会の人たちに大変申しわけありませんが、その辺ご了解をいただきたいと思っております。

(2) その他

○本城昭一委員長 その他でございますけれども、じゃ事務局。

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 次回でございますけれども、27日、温海町で協議会、専門小委員会がございますので、専門小委員会で教育部会のご協議をお願いしたいと思います。

3 閉 会（午後5時00分）

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、以上をもちまして第10回の第二小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。